

大野市鳥獣被害防止計画

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
 至 令和 1 1 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 4 月

大 野 市

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、 中獣類（ハクビシン、アライグマ、アナグマ、テン、イタチ、 その他狩猟獣）、カラス、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	189千円 0.11ha
	いも類	806千円 0.13ha
	雑穀	72千円 0.09ha
ニホンジカ	森林	不明（被害はあり）
	水稻	不明（被害はあり）
	雑穀	688千円 5.11ha
ニホンザル	野菜	687千円 0.57ha
	いも類	540千円 0.05ha
	雑穀	11千円 不明
ツキノワグマ	野菜	不明（被害はあり）
中獣類	いも類	不明（被害はあり）
	野菜	
カラス	野菜	61千円 不明
カワウ	水産物	不明（被害はあり）

（2）被害の傾向

【イノシシ】

年間を通じて山間部・山際の地域で出没している。近年は山間部・山際の地域のみでなく、川沿いの地区で出没が増加している。春先は農地や畦畔の掘り返し、春から秋にかけては水稻や、野菜類などに被害が集中している。

山際においては、電気柵の設置及びこまめな点検や、草刈りによる大規模緩衝帯の整備を行い、被害防除に努めているが、未実施の地区及び電気柵の管理不足だった地区においては、一部被害が発生している。

【ニホンジカ】

年間を通じて山際の地区や山間部での目撃、樹皮剥ぎや食害による森林被害が確認されている。

近年、猟友会による捕獲頭数が増えているものの、個体数は増加傾向にあり、今後、更なる被害の拡大が懸念される。

【ニホンザル】

和泉地区、阪谷地区及び富田地区において、5月～11月の野菜の収穫期に被害が発生している。近年は目撃情報が増加傾向であり、ハナレザルが市内各地に出没しており、家庭菜園等に被害が発生

している。 【ツキノワグマ】 市内の山林に生息し、山際集落で多数の目撃や痕跡の情報がある。秋には柿などの採食が発生している。近年は住宅地周辺における出没や痕跡などがみられ、人身被害の発生が懸念される。 【中獣類（ハクビシン・アライグマ・アナグマ・テン・イタチ、その他狩猟獣）】 市内全域で生息及び被害が確認されている。どの獣種による被害か特定は困難な場合が多いが、果樹の収穫期となる春先から野菜の収穫期となる秋まで被害が増加傾向にある。また、農作物被害のほか、一年を通じて住宅の屋根裏等へ侵入し糞尿により天井を腐食させるなど、生活環境被害も発生している。 【カラス】 市内全域で目撃情報がある。郊外では春の田植え前後の水田への群れの飛来をはじめ、苗の踏み荒らし被害や、市内一帯において糞害といった生活環境被害がある。銃規制による影響で捕獲が困難であるため、今後被害が増加する恐れが強い。 このほか、繁殖期に電柱等に営巣するため、停電等事故の発生も懸念される。 【カワウ】 市内河川流域、特に真名川及び九頭竜川に稚アユを放流する5月頃から食害被害が起きている。また、和泉地区におけるダム湖畔においては糞による森林被害がある。

（３）被害の軽減目標

鳥獣の種類	被害現状値		被害軽減目標値	
	被害額	被害面積	被害額	被害面積
イノシシ	1,067千円	0.33ha	746千円	0.23ha
ニホンジカ	688千円	5.11ha	481千円	3.57ha
ニホンザル	1,238千円	0.62ha	866千円	0.43ha
ツキノワグマ	被害数値が不明であるため、目標値は設けない			
中獣類	被害数値が不明であるため、目標値は設けない			
カラス	61千円	不明（被害はあり）	42千円	設定なし
カワウ	被害数値が不明であるため、目標値は設けない			

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲隊の後継者確保につなげる対策として、狩猟免許にかかる受講料の助成を行なうなどの支援を行っている。 地元猟友会の協力による捕獲隊の編成と箱わなの設置による被害の実態にあわせた計画的な捕獲を実施し、捕獲物に関しては分解処理、埋設および焼却している。	捕獲隊の高齢化と後継者不足のため、今後も更なる若手狩猟者の確保・育成する必要がある。 計画的な捕獲のため、箱わな（サル・カラス用）の整備並びにサルについては、発信機による調査を継続しながら効果的な設置場所を検討する必要がある。

	要望があった集落と箱わなの管理に関する協定を締結し、関係者が協力しながら捕獲を実施している。 サルについては、被害が多い地域の群れに発信機を装着し、個体数及び行動圏調査を行うとともに、サル捕獲用大型囲いわなによる捕獲を実施している。 カワウについては、稚アユの放流時期から早朝に追い払いを行っている。	捕獲後の処理において、分解処理施設を活用し、埋設、焼却の際の負担軽減を行い、捕獲向上へと繋げる必要がある。 サルが人慣れし効果的な追い払いが困難になっている。 カワウについては早朝から長期間にわたる出勤を要する。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	集落ぐるみで侵入防止柵を設置し、草刈りや点検を実施している。また、専門家による設置方法などの指導を実施している。	電気柵の設置位置が不適切であり、点検管理が十分されていない等によりイノシシの抜け道が出来てしまうことで被害の発生が見られる。 山際だけでなく河川沿いでも被害が発生しているため、電気柵設置に加え、河川敷内の草刈りを必要とする。 イノシシのほかニホンザルやニホンジカの被害が増加しているため、ネット柵やサル用電気柵等の導入について検討が必要である。
生息環 境管理 その他 の取組	緩衝帯整備にかかる経費を支援し、集落ぐるみで緩衝帯の維持管理を行っている。 集落ぐるみ・地域ぐるみによる取り組みを推進するため、有害鳥獣による被害が発生している集落を中心に、追い払いや被害防止研修を開催している。 広報誌やホームページ等の情報媒体を活用し、クマの生態や誘引しないための方策、遭遇した時の対処法等を周知している。	緩衝帯整備は、地域によって取り組みの程度に差が見られ、特に高齢化の進んだ地域において負担感が生じない手法等を検討する必要がある。 効果的な追い払いを実施するため、集落内の追い払い体制の構築を必要とする。しかし、地域住民の高齢化が進行し、追い払いの実施が困難な状況となっている。

（５）今後の取組方針

研修会及び現地指導の開催等により、集落ぐるみで適切な防護柵の設置と維持管理方法を周知するとともに、必要に応じて効果的な柵へ改善するため、集落に対する指導や技術的支援に取り組む。 また、追い払い活動や放任果樹の除去等に加え、獣類の餌場や又隠れ場所となる耕作放棄地等の解消や、緩衝帯の環境改善も重要であるため、総合的な被害防止対策となるよう普及指導を行う。技術支援や、体制整備の支援を重点的に行いながら、地域住民による主体的な取り組みを促進していく。関係機関と役割を明確にしながら、計画的で積極的な被害防止に努めていく。 効率的かつ効果的な有害鳥獣捕獲を推進するため、県および関係機関と連携し、ICT（情報通信技術）機器を活用した捕獲を推進する。これにより、実施隊員一人ひとりの労力軽減を図るとともに、捕獲体制を強化し、捕獲活動の拡充を通じて、被害の効果的な防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元住民や農作物等の生産者より、被害や痕跡に関する情報を収集し捕獲場所を選定、市が地元猟友会の中から選出した者で、有害鳥獣捕獲隊を編成し捕獲を実施している。

被害の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、箱わなの増設や銃器による集中的な捕獲等を実施している。

ライフル銃を所持する実施隊員については、ライフル銃による対象鳥獣の捕獲を実施している。

鳥獣被害対策実施隊については、捕獲隊員の中から銃を使用した捕獲活動を行う隊員を編成し、積極的な捕獲を行っている。

森林組合が職員に対し捕獲隊員の確保・育成等捕獲隊の体制強化に向けた取組を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、 中獣類、カラス、カワウ、ツキノワグマ	箱わなの整備、捕獲技術向上研修 狩猟免許取得支援、ICTの活用による捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣の近年の捕獲実績、生息状況

【イノシシ】捕獲実績(頭)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
有害捕獲数	242	110	148	234	328	338	1,400

農地周辺に出没する加害個体を箱わな等を用いて捕獲する。また、福井県第二種特定鳥獣管理計画に基づいた計画的な捕獲に取り組む。

農作物被害調査の結果に基づき、必要に応じ捕獲計画頭数を見直す。

【ニホンジカ】捕獲実績(頭)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
捕獲数	936	848	979	727	909	742	5,141

森林被害については、具体的な数値は把握できないものの近年増加傾向にあり、生息エリアが拡大している。そのため、福井県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、これまでの猟友会による冬季の捕獲活動に加え、効果的な囲いわな及びくくりわなの設置並びに、森林組合による捕獲活動を実施し、年間を通じた計画的な捕獲活動を行う。

県の調査結果に基づき、必要に応じて捕獲計画頭数を見直す。

【ニホンザル】捕獲実績(頭)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
捕獲数	92	56	60	66	73	54	401

市内全域で生息が確認されている。令和7年度において、大野B5群(和泉地区)、大野C群(乾側地区)では発信機装着によるモニタリングを行っている。また、大野A群(阪谷地区)に隣接する市町も同様の調査を実施している。今後も管内で連携を図りながら、十分モニタリングを行い、箱わなを用いて計画的な捕獲を行う。

【中獣類】捕獲実績							(頭)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
捕獲数	33	32	28	54	45	50	267
市内全域に生息が確認されており、農作物被害及び生活環境被害が増加している。今後は、箱わなを用いて積極的に捕獲する。							
【カラス】捕獲実績							(羽)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
捕獲数	134	187	10	12	7	5	355
カラス被害は市内全域に渡るが、空気銃を使用した捕獲により個体数調整を図るとともに、箱わなの設置場所の見直し検討を行い積極的な捕獲を実施する。							
【カワウ】捕獲実績							(羽)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
捕獲数	73	15	12	22	11	11	144
ダム湖畔にコロニーを設け生息している。稚アユ放流から市内河川流域で漁業被害をもたらすため、今後もコロニーにおける捕獲及び市内河川流域での追い払い活動を行う。							
【ツキノワグマ】捕獲実績							(頭)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
捕獲数	78	19	18	49	39	58	261
山際集落周辺に出没する個体を箱わな等を用いて捕獲する。また、福井県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、計画的な個体数調整捕獲に取り組む。							

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
イノシシ	300頭	300頭	300頭	
ニホンジカ	1,200頭	1,200頭	1,200頭	
ニホンザル	60頭	60頭	60頭	
中獣類	50頭	50頭	50頭	ハクビシン、アライグマ、アナグマ、テン、イタチ
カラス	60羽	60羽	60羽	
カワウ	30羽	30羽	30羽	
ツキノワグマ	50 頭	50 頭	50 頭	

捕獲等の取組内容			
イノシシ	銃器	冬季	市内全域
	箱わな	通年	市内全域
ニホンジカ	銃器	通年	市内全域
	くくりわな	通年	市内全域
	囲いわな	通年	市内全域
ニホンザル	銃器	通年	市内全域
	箱わな	通年	市内全域
中獣類	箱わな	通年	市内全域
カラス	銃器	通年	市内全域
	箱わな	4～12月	真名川河川敷等
カワウ	銃器	5～8月	九頭竜川・真名川等
ツキノワグマ	銃器	春季	市内全域
	箱わな	通年	市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシやシカ等の獣類有害鳥獣による農作物および森林被害が発生していることから、被害をより効率的に軽減するため、ライフル銃を所持する実施隊員および猟友会員については、ライフル銃による捕獲を実施する。また、わな捕獲を行った個体については、適切に止め差しを行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（新規・更新）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	電気柵 3,000m ネット柵等 1,000m	電気柵 3,000m ネット柵等 1,000m	電気柵 3,000m ネット柵等 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

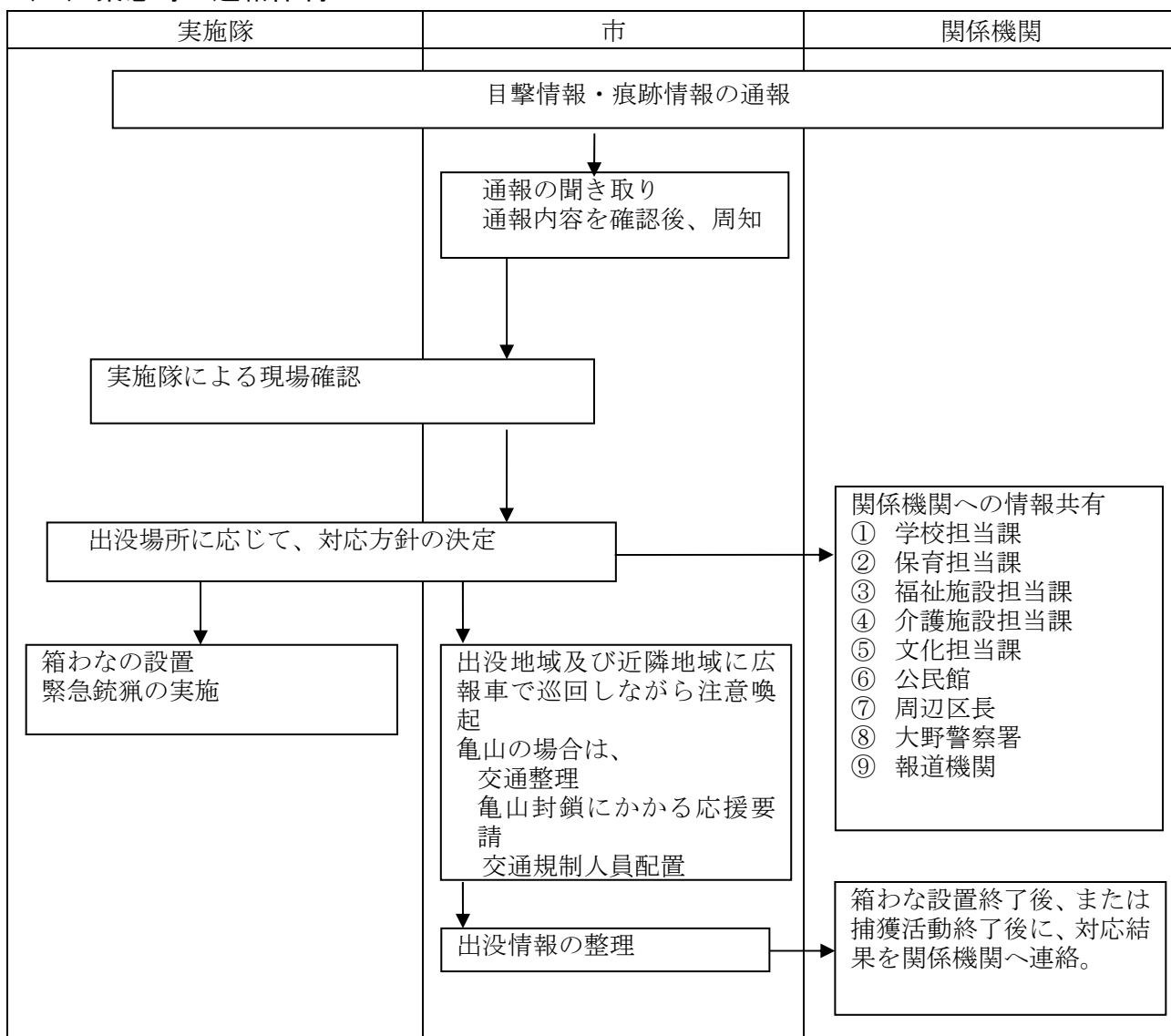
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル 中獣類	山際の草刈り等による緩衝帯の整備 樹木へのネット巻・テープ巻の実施 県(奥越農林総合事務所)・市・住民等が連携しての被害防止対策の実施 実施隊、捕獲隊、住民によるロケット花火等による追い払いの実施
	カラス カワウ	猟友会大野支部・和泉支部によるカラス・カワウの追い払いの実施
	ツキノワグマ	山際や河川などへの草刈り等による緩衝帯の整備 出没時における、実施隊による追い払い、捕獲の実施 大野市ツキノワグマ個体数調整捕獲計画に基づいた捕獲の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大野市農業林業振興課	通報内容の確認、関係機関への連絡
学校担当課	周辺校への連絡、注意喚起
保育担当課	周辺校への連絡、注意喚起
都市公園担当課	亀山入山規制検討
文化担当課	周辺施設への連絡、注意喚起
公民館	住民からの問い合わせ対応
周辺区長	地区住民への注意喚起
大野市鳥獣被害対策実施隊	注意看板の設置及び広報車による注意喚起、周辺パトロール、銃による捕獲活動
大野市有害鳥獣捕獲隊	箱わなの設置、銃による捕獲活動（福井県猟友会大野支部、福井県猟友会和泉支部）
大野警察署	周辺パトロール
県自然環境課	助言
報道機関	注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 【イノシシ】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、動物用焼却炉にて焼却、捕獲現場等にて埋設
- 【ニホンジカ】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、捕獲現場等にて埋設
- 【ニホンザル】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、動物用焼却炉にて焼却、捕獲現場等にて埋設
- 【中獣類】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、動物用焼却炉にて焼却、捕獲現場等にて埋設
- 【カラス】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、動物用焼却炉にて焼却、捕獲現場等にて埋設
- 【カウウ】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、動物用焼却炉にて焼却、捕獲現場等にて埋設
- 【ツキノワグマ】 有害鳥獣分解処理装置にて処分、捕獲現場等にて埋設

捕獲した有害鳥獣の焼却及び埋設にかかるコスト・負担を削減できるよう、整備した有害鳥獣分解処理装置を活用する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

資源としての獣肉の利活用を促進する。また、学術研究への利用等にも積極的に活用していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大野市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
大野市農業林業振興課	捕獲施設の整備、捕獲許可、協議会の運営、情報発信、防除施設の整備、防除技術の収集
福井県奥越農林総合事務所	被害防止対策の指導・コーディネート 森林被害対策・適正な捕獲の指導
福井県農業協同組合	被害情報の把握、農業者の指導・調整
九頭竜森林組合	被害情報の把握、防除の推進
大野市漁業協同組合	被害情報の把握、防除の推進
奥越漁業協同組合	被害情報の把握、防除の推進
福井森林管理署	被害情報の把握、防除の推進
福井県猟友会大野支部	捕獲の助言・実施、生息状況の把握
福井県猟友会和泉支部	捕獲の助言・実施、生息状況の把握
大野市鳥獣被害対策実施隊	被害情報の把握、防除の推進
関係地区区長	被害情報の伝達、防除対策実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福井県農業共済組合	被害情報の把握・広域被害情報の提供
鳥獣保護員	生息状況の把握
大野警察署	安全管理・指導、緊急時の協力
区長会	住民意見のとりまとめ、伝達
農家組合長会	農業者意見のとりまとめ、伝達

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の編成については、市職員のほか、猟友会員にも委嘱し、鳥獣被害防止のための指導及び積極的な捕獲活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画の実施期間中に対象鳥獣以外の鳥獣による被害が発生した場合、または新たな状況の発生により本計画による対応が困難となった場合には、その都度、県および関係機関と協議し計画の見直しを行い、より効果的な被害防止対策の実施に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

科学的な知見から対策が進められるよう、正確な被害情報の把握を行う。また、先進的な取り組みについての情報を収集するとともに、被害防止に有効な手法については集落等へ情報を提供する。



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。